

第 2 章 災害応急対策

第 1 節 災害対策本部の組織・運営計画

風水害対策編 第2章第1節 「災害対策本部の組織・運営計画」を準用する。

第2節 職員の地震配備体制

【関係機関】 ◎総務課 全課

【基本方針】

予期せず発生する地震災害では、初動段階での対応がその後の応急対策を左右することとなるため、災害時職員初動マニュアル等を基に初動体制を確立し、速やかに必要な応急対策を行う。また、町及び防災関係機関は、情報の伝達及び職員召集体制等を次のとおり定める。

【実施内容】

1 地震発生時における配備体制

町及び町周辺に地震が発生した場合、災害応急対策が必要となる各所属にあっては、迅速に職員を配備するものとする。

なお、震度4以上の地震が発生した時の職員の配備体制は次の基準による。

《地震発生時の配備体制》

本部	配備区分	配備基準	配備内容
設置前	地震第1次配備 (警戒体制)	町内に震度4程度の地震が発生した場合	災害対策本部設置後に編成される体制を基準として職員の少人数を配備し、情報収集又は連絡活動を行い、状況によっては高度の配備に移行できる体制をとる。
	地震第2次配備 (本部設置準備体制)	町内に震度5弱以上の地震が発生した場合	災害対策本部設置後に編成される体制を基準とし、情報収集、連絡活動、震災応急措置を講ずるとともに、状況によっては対策本部設置準備を行う。
設置後	地震第3次配備 (本部設置)	町内に震度5強以上の地震が発生した場合	災害対策本部長は、職員を全員配備し、災害応急対策が最大限機能する体制をとる。

(注) 震度とは、気象庁震度階級によるものをさす。

2 職員の非常登庁及び非常連絡員の設置

(1) 職員の非常登庁

ア 地震に関する情報の発表により自動的に震災体制が指令される場合は、積極的に定められた配備につかなければならない。

イ 職員は、勤務時間外及び休日等においてテレビ・ラジオ等により、災害が発生し又は災害が発生するおそれがあることを知覚したときは、「職員登庁基準」により自主的に参集する。

ウ 道路等の損壊により、定められた災害応急対策活動につくことが不可能な場合においても、次によって災害応急対策に従事する。

(ア) 通信連絡により所属長または本部の指令を受ける。

(1) 前記の措置が不可能な場合は、最寄りの町施設、避難場所に参集する。

(2) 非常連絡員

ア 非常連絡員の設置

勤務時間外における各部（災害対策本部上の部）の配備要員の召集を円滑に行うため、各部に非常連絡員（以下「連絡員」という。）を置く。連絡員は、原則として課長補佐とする。

イ 連絡員の職務

連絡員の職務は、配備の状況を所定の職員に伝達することとし、その職、氏名、住所及び連絡方法（電話等）をあらかじめ総務課長に届け出る。

3 配備伝達

(1) 勤務時間内の伝達

総務課は、庁内放送、電話により気象予報警報等の種類あるいは地震の情報及び配備の種別を伝達する。

(2) 勤務時間外の伝達

ア 勤務時間外において、町役場宿日直員は、配備に該当する警報、その他災害に関する県からの緊急情報を受けたら総務課長へ連絡する。

イ 報告を受けた総務課長は、直ちに各課長と協議検討し、必要があるときは、町長に報告する。

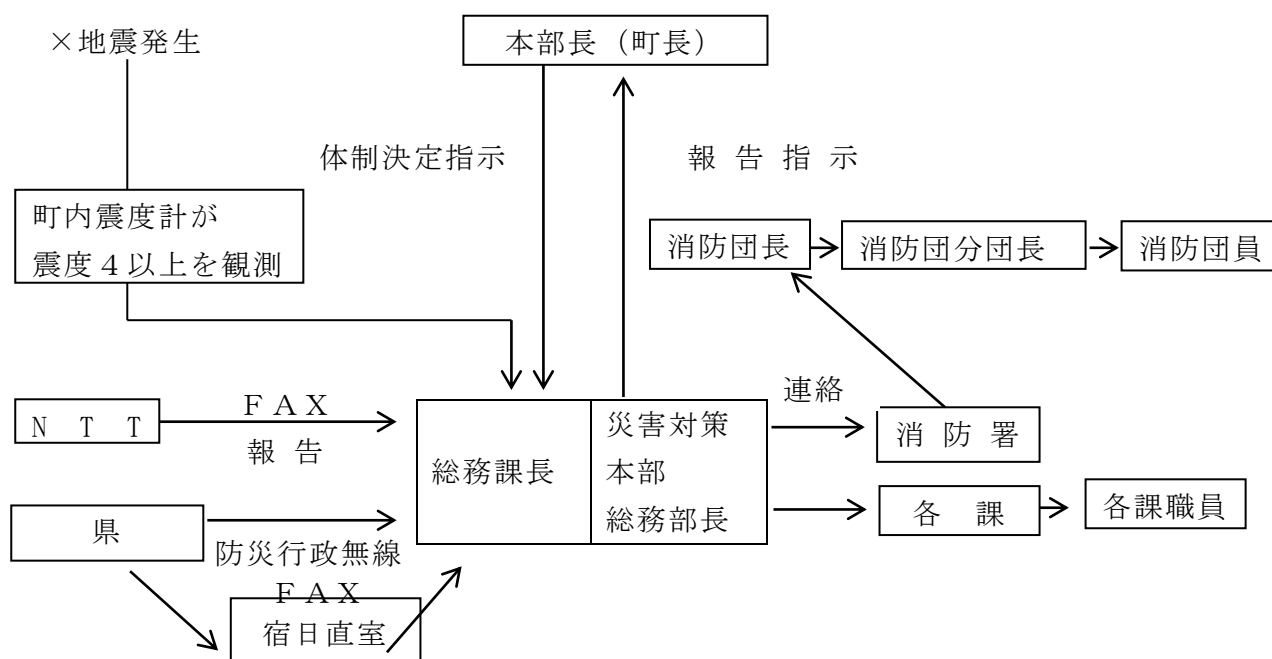
ウ 配備決定の指示を受けた総務課長は、直ちに各課長に連絡する。

エ 連絡を受けた各課長は、直ちに所属の非常連絡員に連絡し、配備要員の召集に関し必要な指示を与え、速やかに震災体制を整える。

オ 指示を受けた非常連絡員は、直ちに所属の配備要員に連絡する。

カ 連絡を受けた配備要員は、直ちに登庁し、所要の配備体制につく。

キ 各課長は、配備要員を召集したときは、その状況を速やかに総務課長に報告しなければならない。



夜間・休日等の勤務時間外における職員登庁基準

地震発生時の場合

規 模	体 制	職 員 登 庁 基 準
震度 4	地震第 1 次 配 備 体 制	1 総務課・地域整備課 全員 2 所管施設等被害状況調査が必要な課（局） 課（局）長、施設確認配備要員 （産業振興課・保健福祉課・教育委員会事務局） 3 その他の課（局） 課（局）長 4 その他の職員は自宅待機とする
震度 5 弱	地震第 2 次 配 備 体 制	全 員
震度 5 強 以上	地震第 3 次 配 備 体 制	全 員

第3節 防災関係機関の相互協力体制

風水害対策編 第2章第3節 「防災関係機関の相互協力体制」を準用する。

第4節 災害時の通信確保

風水害対策編 第2章第7節 「災害時の通信確保」を準用する。

第5節 被災状況等収集伝達計画

風水害対策編 第2章第8節 「被災状況等収集伝達計画」を準用する。

第6節 広報計画

風水害対策編 第2章9節 「広報計画」を準用する。

第7節 住民等避難計画

風水害対策編 第2章第10節 「住民等避難計画」を準用する。

第8節 避難所運営計画

風水害対策編 第2章第11節 「避難所運営計画」を準用する。

第9節 避難所外避難者の支援計画

風水害対策編 第2章第12節 「避難所外避難者の支援計画」を準用する。

第10節 自衛隊の災害派遣計画

風水害対策編 第2章第13節 「自衛隊の災害派遣計画」を準用する。

第11節 輸送計画

風水害対策編 第2章第14節 「輸送計画」を準用する。

第12節 警備・保安及び交通規制計画

風水害対策編 第2章15節 「警備・保安及び交通規制計画」を準用する。

第13節 消火活動計画

風水害対策編 第2章第16節 「消火活動計画」を準用する。

第14節 救急・救助活動計画

風水害対策編 第2章第18節 「救急・救助活動計画」を準用する。

第15節 医療救護活動計画

風水害対策編 第2章第19節 「医療救護活動計画」を準用する。

第16節 防疫及び保健衛生計画

風水害対策編 第2章第20節 「防疫及び保健衛生計画」を準用する。

第17節 心のケア対策計画

風水害対策編 第2章第21節 「心のケア対策計画」を準用する。

第18節 児童生徒等に対する心のケア対策計画

風水害対策編 第2章第22節 「児童生徒等に対する心のケア対策計画」を準用する。

第19節 廃棄物の処理計画

風水害対策編 第2章第23節 「廃棄物の処理計画」を準用する。

第20節 トイレ対策計画

風水害対策編 第2章第24節 「トイレ対策計画」を準用する。

第21節 入浴対策計画

風水害対策編 第2章第25節 「入浴対策計画」を準用する。

第22節 食料・生活必需品等供給計画

風水害対策編 第2章第26節 「食料・生活必需品等供給計画」を準用する。

第23節 要配慮者の応急対策

風水害対策編 第2章第27節 「要配慮者の応急対策」を準用する。

第24節 建物の応急危険度判定計画

【関係機関】 ◎地域整備課

【基本方針】

町は、県と協力し、地震発生後、迅速に被災建築物の応急危険度判定を実施し、危険度判定の結果を踏まえ、必要な措置を講じる。また、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図る。

町は、全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下、「協議会」という）が定める被災建築物応急危険度判定要綱及び同業務マニュアルに基づき判定活動を実施する。この時、自力で応急危険度判定が実施できない場合は県に支援を要請する。

応急危険度判定は概ね次の計画を目安とする。判定活動の開始は地震発生の翌日からとし、概ね10日間を目安に判定活動を終了する。

地震後 1日	県内判定士による判定活動の開始
〃 3日	県外判定士による判定活動の開始
〃 10日	判定活動の終了
〃 10日～	判定結果に対する相談業務への移行

【実施内容】

1 情報の収集

- (1) 判定士より建築物等の被害状況の連絡を受ける。
- (2) 建築物等の被害状況を調査、情報収集のうえ把握する。
- (3) 得られた情報から、建築物被害の予測を行う。

2 判定体制の構築

- (1) 実施本部、判定拠点を設置する。
- (2) 判定コーディネーターを配置する。
- (3) 県に支援要請を行う。

3 判定計画の作成

- (1) 判定実施の要否を決定する。
- (2) 判定実施計画を作成する。
- (3) 地元判定士を参集する。
- (4) 住民への周知及び広報を行う。

4 判定士による判定活動の実施

- (1) 県内判定士による判定活動の実施（地震後1日より）
- (2) 県外判定士を含む判定活動の実施（地震後3日より）

(3) 町の役割

- ア 判定士の受入れを行う。
- イ 判定資機材の準備と判定士に供給する。
- ウ 判定士を実施地区に誘導する。
- エ 判定結果を県に報告する。

(4) 県の役割

- ア 応援判定士を実施本部に派遣する。
- イ 判定資機材を実施本部に提供する。
- ウ 判定結果のとりまとめを行う。
- エ 民間判定士補償制度の手続を行う。

第25節 宅地等の応急危険度判定計画

【関係機関】 ◎地域整備課

【基本方針】

町は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。

被災の規模等により必要があると認めるときは、危険度判定の実施のための支援を県に要請する。

危険度判定は被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の協力のもとに実施する。

町は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等必要な措置を講じる。

【実施内容】

1 実施の決定

- (1) 町は、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を概ね 24 時間以内に決定する。
- (2) 県は、被災の規模等により町が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、概ね 24 時間以内に危険度判定の実施に関して必要な措置を講じる。

2 対象区域及び宅地の決定

町は、危険度判定の実施を決定した場合は、概ね 72 時間以内に危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。

3 実施体制の調整

- (1) 町は、危険度判定の実施に際し、概ね 72 時間以内に宅地判定士に協力を要請するなどの実施体制を調整する。
- (2) 被災の規模等により必要があると認めるときは、危険度判定の実施のための支援を県に要請する。県は、町から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、概ね 72 時間以内に支援措置を講じる。また、被災の規模等により必要があると認めるときは、県から国土交通省又は他の都道府県等に対し危険度判定の実施のために支援を要請する。

4 危険度判定の実施

- (1) 町は、実施体制の調整後速やかに宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。
- (2) 二次災害を防止し、又は軽減するため、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等必要な措置を講じる。
- (3) 危険度判定制度を広報紙等で周知する。

第26節 文教施設の応急対策

【関係機関】 ◎教育委員会

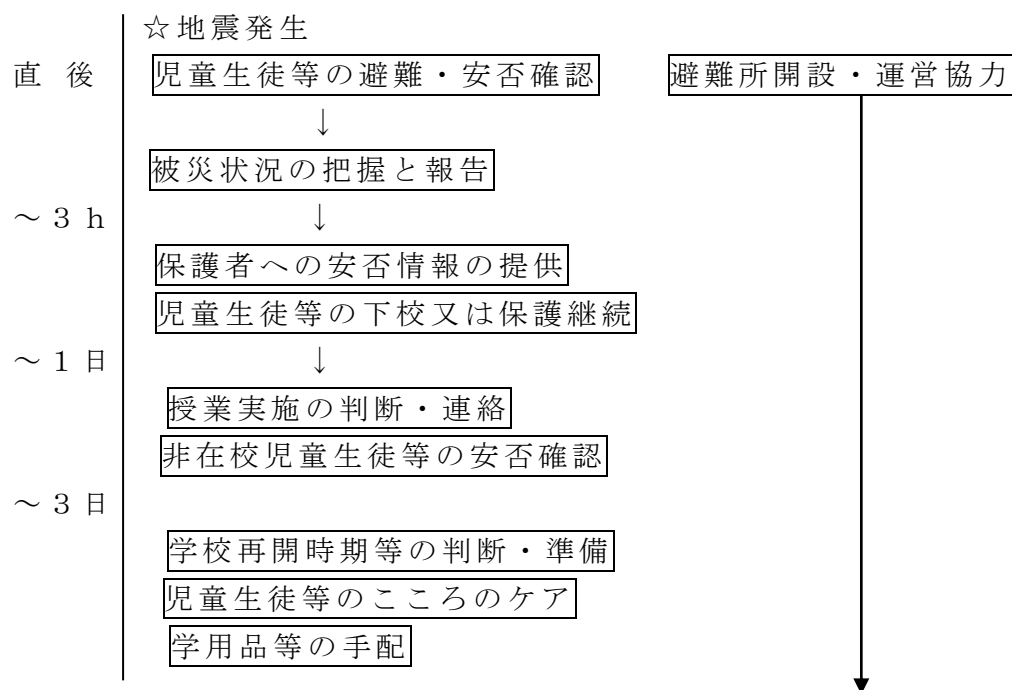
【基本方針】

地震災害時において、学校における児童・生徒、園児等（以下「児童生徒等」という。）及び教職員、また学校以外の文教施設職員、施設管理者及び利用者の安全を確保し、震災後の児童生徒等のこころのケアを行うとともに、学校教育の万全を期するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

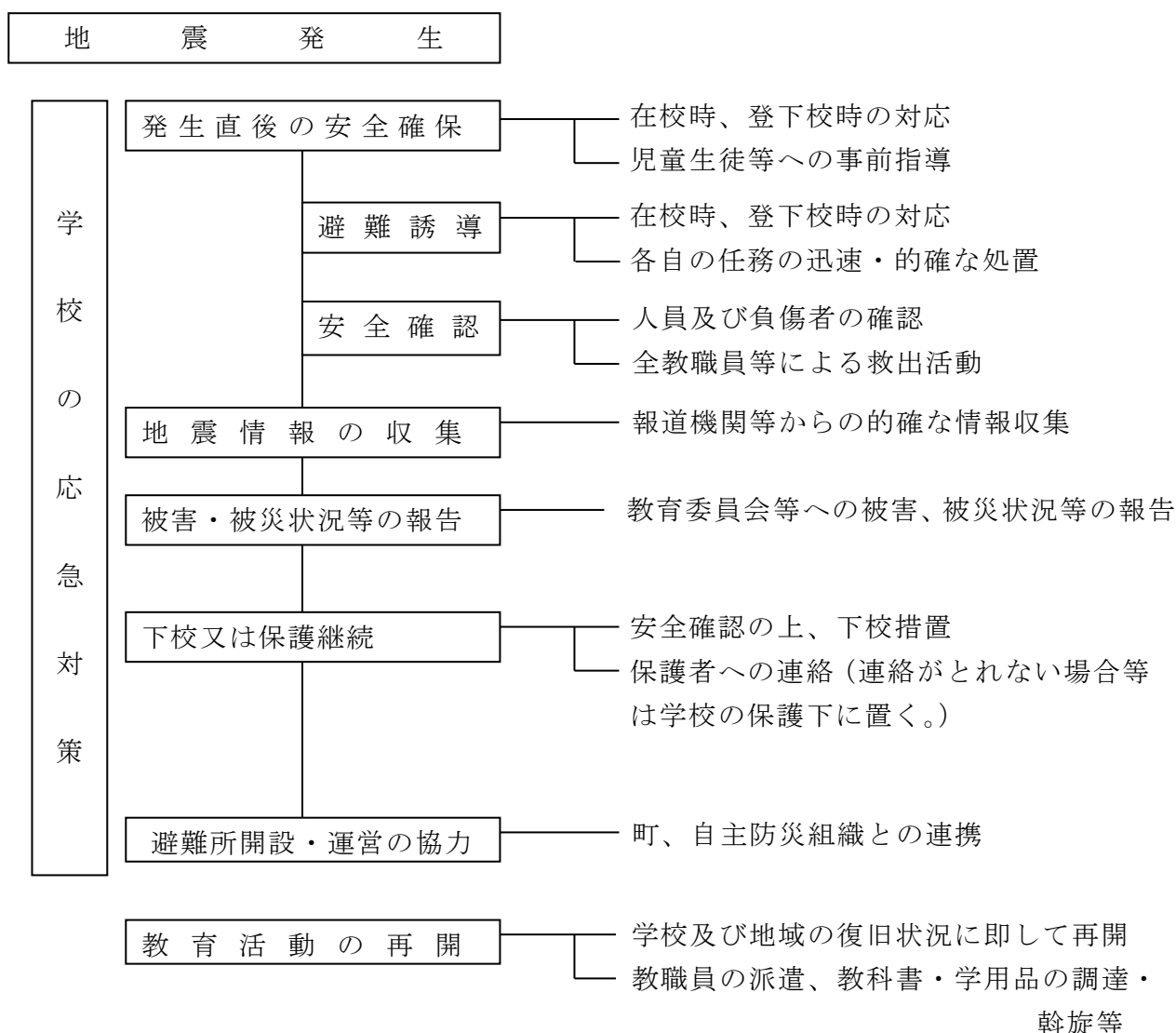
また、できるだけ速やかに施設における被害状況を確認し、町に連絡を行うものとする。

なお、地震災害時において学校施設が被災者の避難所として使用されることとなった場合、その使用に支障のないよう適切な運営に努める。

《学校における業務体系》



＜学校における災害応急対策フロー図＞



【実施内容】

1 学校における業務の内容

(1) 児童生徒等の安全確保のための措置

ア 児童生徒等の避難・安否確認

(ア) 児童生徒等が在校している場合

a 児童生徒等の掌握・避難

直ちに全教職員で児童生徒等を掌握し、状況を見て安全な場所に避難する。その際、あらかじめ指定された者が点呼用の名簿や防災用具等の非常持ち出し品を携行する。（あらかじめ指定された者が保管場所の近くにいない場合は、保管場所の近くにいたものが適切に対応する。）

b 避難児童生徒等の安全確保等

児童生徒等を避難させた場合は、避難先で直ちに人員の点呼を行い、安全を確保したうえで負傷者の手当等を行う。また、火災が発生した場合や重傷者、生き埋め者、行方不明者等がいる場合は、直ちに消防署に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助及び捜索活動を行う。

(イ) 登下校時間帯の場合

a 児童生徒等の掌握・避難・安全確保

在校している教職員全員で、直ちに在校している児童生徒等及び学校に避難してきた児童生徒等を掌握し、安全な場所に避難する。その際、非常持ち出し品の携行、避難児童生徒等の安全確保については、上記(ア)と同様に対応する。

b 児童生徒等の安否確認

避難した児童生徒等から状況を聞き取り、遭難した児童生徒等の情報を得たときは、直ちに消防・警察等に通報するとともに、現場への教職員を派遣して状況を確認する。また、登下校中で学校の掌握下に入っていない児童生徒等については、保護者と連絡を取り、状況によっては通学路を教職員が手分けして確認する等、安否確認に全力を尽くす。

(ウ) 夜間・休日等の場合

a 教職員の参集

校長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員は、直ちに登校し、施設が被災しているときは応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

b 児童生徒等の安否確認

地震により地域住民にかなりの被害が見込まれる場合は、児童生徒等に連絡を取り、安否及び所在を確認する。

イ 被災状況の把握と報告

学校は、次に掲げるところにより、児童生徒等の避難の状況、児童生徒等及び教職員の安否並びに学校施設の被災状況をあらかじめ指定された経路で速やかに県に報告する。夜間等で調査が危険な場合等には、可能な範囲で速やかに第1報を行い、その後詳細が判明するに従って、第2報以下を行う。

学校は、震度4以上の地震が観測された場合に、人的・物的被害の有無にかかわらず必ず報告を行う。

ウ 保護者への安否情報の提供

学校は、必要に応じ、当該状況下において可能な方法で保護者に安否情報を提供するとともに、ホームページ等により被害状況を公開するよう努める。

エ 児童生徒等の下校又は保護継続

避難させた児童生徒等を帰宅させるときは、帰宅経路等の安全を確認したうえで下校させなければならない。

なお、幼稚園・小学校については、下校措置について保護者に連絡し、状況によってはできる限り保護者から迎えに来てもらうこととする。保護者と連絡がつかない児童生徒等又は帰宅しても家に保護者がいない児童生徒等は、保護者が引き渡せる状況になるまで避難場所で学校の保護下におく。

オ 授業実施の判断・連絡

校長は、教職員の出勤の可否、学校施設の被災の状況、児童生徒等の被災の状況、通学路の安全性等を総合的に判断し、授業を実施するか否かを判断する。決定した内容は、あらかじめ決めていた連絡手段で児童生徒等及び保護者に連絡するとともに、指定されていた経路で速やかに県に報告する。

カ 非在校児童生徒等の安否確認

地震でかなりの被害が発生した場合において、地震発生時に欠席等で在校していなかった児童生徒等については、連絡を取って安否及び所在等を確認する。

(2) 教育活動の再開に向けた措置

ア 学校再開時期等の判断・準備

校長は、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、児童生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、学校再開時期の目処を立て、再開に向けて準備を進める。

イ 児童生徒等のこころのケア

臨時休業が続く場合は、教職員が分担して児童生徒等の避難先等を訪ね、状況の把握、安全指導及び生活指導を行うとともに、こころのケア対策にも留意する。

学校再開後においても、町教育委員会等の支援を得て、必要に応じてカウンセリングを行う等、こころのケア対策を継続する。

ウ 学用品等の手配

学校は、児童生徒等の被災状況を調査し、教科書又は学用品等を喪失又は損失して就学に支障を生じている場合に、不足する教科書又は学用品等を把握し、町教育委員会に報告する。

(3) 学校を避難所として開放する場合の措置

校長は、町から指示又は依頼があったとき若しくは近隣住民が学校に避難してきたときは、学校を避難所として開放し、その開設・運営に積極的に協力する。

ア 教職員等の基本的役割

行政職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や、避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行う。

(ア) 校長 施設管理者として、自主防災組織の代表者と連携して避難所運営を支援する。

(イ) 教頭 校長の命を受け、避難所や自主防災組織との連携調整や教職員への具体的な指示を行う。

(ウ) 主幹教諭・教諭 校長等の指揮の下で、学校の避難所運営を支援する。

(エ) 養護教諭 学校医と連絡を取り、避難所での救援活動を支援する。

(オ) 栄養教諭・学校栄養職員等 調理施設等を利用した炊き出しに協力する。

(カ) 事務職員等 町との連絡、学校施設のライフライン確保に当たる。

イ 校舎等を避難場所として使用するときの注意

(ア) 教育活動再開への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力が得られるようにする。

(イ) 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピュータ室等への入室は基本的に禁止する。また、特に必要があるときは、普通教室も開放する。

(ウ) 要配慮者は、和室等条件が良好な部屋を使用できるように配慮する。

(エ) 障がい者等特別な介護が必要な避難者がいる場合は、町に連絡し、必要に応じて介護員の派遣や施設での介護が受けられるよう依頼する。

2 教育活動の再開

校長等は、教職員の出勤の可否、学校施設の被災の状況、児童生徒等の被災の状況、通学路の安全性等を総合的に判断し、授業を実施するか否か判断する。決定した内容は、あらかじめ定めた連絡手段で児童生徒等及び保護者に連絡するとともに、指定されていた経路で速やかに町教育委員会に報告する。校舎の被害が甚大の場合には、学年合同授業、2部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。

また教育長は、速やかな教育活動の再開に向けて、教職員の派遣、教科書・学用品の調達・あつ旋等に努める。

3 学校以外の文教施設の応急対策

各施設の管理者は、地域防災計画の定めるところにより、人命の安全確保及び施設等の保全を図るとともに、応急対策を行い被害の軽減に努めるものとする。

主な留意点は、次のとおりとする。

- (1) 地震発生直後は、施設利用者等の入館者又は利用者等の人命救助を第一として、避難誘導に努め、付近の安全な場所へ避難させる。
- (2) 施設利用者等について、要救助者及び負傷者の有無を確認して、消防・警察等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、全職員により救助作業及び負傷者の手当等必要な措置を講じる。
- (3) ラジオ、テレビ等報道機関の地震情報を収集するとともに、関係機関と連絡を取り最新の情報把握に努める。
- (4) 速やかに被害状況を調査し、直ちに町教育委員会等へ報告する。
- (5) 施設が避難所となった場合は、町及び自主防災組織等と連携して、避難所開設・運営に積極的に協力する。

第27節 文化財応急対策

風水害対策編 第2章第29節 「文化財応急対策」を準用する。

第28節 障害物の処理計画

風水害対策編 第2章第30節 「障害物の処理計画」を準用する。

第29節 遺体等の捜索・処理・埋葬計画

風水害対策編 第2章第31節 「遺体等の捜索・処理・埋葬計画」を準用する。

第30節 愛玩動物の保護対策

風水害対策編 第2章第32節 「愛玩動物の保護対策」を準用する。

第31節 災害時の放送

風水害対策編 第2章第33節「災害時の放送」を準用する。

第32節 公衆通信の確保

風水害対策編 第2章第34節「公衆通信の確保」を準用する。

第33節 電力供給応急対策

風水害対策編 第2章第35節「電力供給応急対策」を準用する。

第34節 ガスの安全、供給対策

風水害対策編 第2章第36節「ガスの安全、供給対策」を準用する。

第35節 給水・上水道施設応急対策

風水害対策編 第2章第37節「給水・上水道施設応急対策」を準用する。

第36節 下水道等施設応急対策

風水害対策編 第2章第38節「下水道等施設応急対策」を準用する。

第37節 危険物等施設応急対策

風水害対策編 第2章第39節「危険物等施設応急対策」を準用する。

第38節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策

風水害編 第2章第40節「道路・橋梁・トンネル等の応急対策」を準用する。

第39節 鉄道事業者の応急対策

風水害対策編 第2章41節「鉄道事業者の応急対策」を準用する。

第40節 土砂災害・斜面災害応急対策

風水害対策編 第2章第42節「土砂災害・斜面災害応急対策」を準用する。

第41節 河川施設応急対策

風水害対策編 第2章第43節「河川施設応急対策」を準用する。

第42節 農地・農業用施設等の応急対策

風水害対策編 第2章第44節「農地・農業用施設等の応急対策」を準用する。

第43節 農林業応急対策

風水害対策編 第2章第45節「農林業応急対策」を準用する。

第44節 商工業応急対策

風水害対策編 第2章第46節「商工業応急対策」を準用する。

第45節 応急住宅対策

風水害対策編 第2章第47節「応急住宅対策」を準用する。

第46節 ボランティア受入れ計画

風水害対策編 第2章第48節「ボランティア受入れ計画」を準用する。

第47節 義援金の受入れ・配分計画

風水害対策編 第2章第49節「義援金の受入れ・配分計画」を準用する。

第48節 義援物資対策

風水害対策編 第2章第50節「義援物資対策」を準用する。

第49節 災害救助法による救助

風水害対策編 第2章第51節「災害救助法による救助」を準用する。